

# 青森県報

第三千三百二十九号

平成二十二年  
十二月十七日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	一
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出	(同)	一
臨時の職業訓練の施行	(労働・能力開発課)	二
農業関連天災の指定	(団体経営改善課)	二
農業関連天災の指定の農機具の範囲等	(同)	二
漁業関連天災の指定	(水産振興課)	三
漁業関連天災の指定の経営資金の貸付期間等	(同)	三
漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定	(漁港・漁場整備課)	四
公 告		
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(経営支援課)	五
右 同	(同)	五
建設業者の許可の取消し	(三八地民局)	六
右 同	(同)	六
右 同	(下北地民局)	六

## 告 示

## 示

青森県告示第八百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
三上眼科医院 スマイル薬局黒石店 ほのほの薬局	五所川原市字旭町五九 黒石市ぐみの木一丁目六七の五 三戸郡南部町大字苫米地字倉前一の五	平成三・三 三・一〇・三 "

青森県告示第八百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
三上眼科医院 サカ工薬局三条 スマイル薬局黒石店	五所川原市字旭町五九 八戸市大字尻内町字鴨ヶ池一六の一 黒石市ぐみの木一丁目六七の五	平成三・六 三・一・四 三・二・一

青森県告示第八百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	弘前レディススクリーン ツクはすお	弘前市大字駅前町の一大町タ ウンビル三F	平成20・21・一
変更後	弘前レディススクリーン ク		

青森県告示第八百五十八号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	職業訓練の種類・訓練課程	対象者	訓練科	訓練期間	定数
青森県立青森高等技術専門学校	普通職業訓練・短期課程	公共職業安定所に求職申込みを行う者で、職業安定所長は受講推薦を受けた者	簿記企業会計科 総合IT科 ITスキル基礎科 OA経理ビジネス科 電気工事士養成科 OAビジネス科 介護福祉科	六月 六月 三月 三月 四月 三月 二月	20人 20人 20人 20人 20人 20人 20人
青森県立弘前高等技術専門学校					
青森県立八戸工科学院					

青森県告示第八百五十九号

青森県農林漁業災害経営資金融通成条例（昭和五十三年三月青森県条例第三号）第二条第一項の規定により、平成二十二年七月中旬から同年九月中旬までの間の高温を同項の農業関連天災として指定する。

平成二十二年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八百六十号

平成二十二年十二月十七日青森県告示第八百五十九号をもって農業関連天災として指定した平成二十二年七月中旬から同年九月中旬までの間の高温に関し、青森県農林漁業災害経営資金融通成条例（昭和五十三年三月青森県条例第三号）の規定により次のとおり農機具の範囲等を定めたので告示する。

平成二十二年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 農機具の範囲
 

青森県農林漁業災害経営資金融通成条例（以下「条例」という。）第二条第三項の知事が定める農機具は、購入価額が十二万円以下の農機具とする。
- 二 経営資金の貸付期間
 

条例第二条第三項の知事が定める期間は、告示の日から平成二十三年三月三十一日までとする。
- 三 経営資金の貸付限度額
 

1 条例第二条第三項第一号の知事が定めるところにより算出される額は、同条第一項の市町村長が認定する損失額に百分の四十五（果樹栽培者（その行う農業について、果樹の栽培を主な業務とし、かつ、同項の市町村長が認定する損失額のうち果樹の栽培に係る部分がその百分の五十以上である被害農業者（条例第二条第一項の被害農業者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられる場合は、百分の五十五）を乗じて得た額とする。

2 条例第二条第三項第一号の知事が定める額は、別表一のとおりとする。

四 知事が定める資金

条例第二条第三項第一号の知事が定める資金（以下「指定資金」という。）は、果樹の栽培に必要な資金（果樹栽培者に貸し付けられるものに限る。）とする。

五 知事が定める法人

条例第二条第三項第一号の知事が定める法人（以下「指定法人」という。）は、次に掲げる法人とする。

1 農事組合法人

2 農事組合法人のほか、農業を主な業務とする法人（その構成員のすべてが同一世帯に属するものを除く。）でその常時使用する従業者の数が三十人以下のもの  
六 経営資金の償還期限  
条例第二条第三項第二号の知事が定める期限は、別表二のとおりとする。

七 経営資金の総額

条例第四条の知事が定める額は、三億円とする。

別表一

貸 付 け の 区 分	額
一 指定法人に貸し付けられる場合	二千万円（指定資金として貸し付けられるときに限り二千五百万円）
二 指定資金として貸し付けられる場合（一に該当する場合を除く。）	五百万円
三 一又は二に該当する場合以外の場合	二百万円

別表二

貸 付 け の 区 分	期 限
一 開拓者又は条例第二条第三項第三号の市町村長の認定を受けた被害農業者に貸し付けられる場合	五年
二 指定資金として貸し付けられる場合（一に該当する場合を除く。）	五年
三 一又は二に該当する場合以外の場合	三年

青森県告示第八百六十一号

青森県農林漁業災害経営資金融通成条例（昭和五十三年三月青森県条例第三号）

第二条第一項の規定により、平成二十二年七月下旬から同年十月下旬までの陸奥湾の高水温を同項の漁業関連天災として指定する。

平成二十二年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八百六十二号

平成二十二年十二月十七日青森県告示第八百六十一号をもって漁業関連天災として指定した平成二十二年七月下旬から同年十月下旬までの間の陸奥湾の高水温に關し、青森県農林漁業災害経営資金融通成条例（昭和五十三年三月青森県条例第三号）の規定により次のとおり経営資金の貸付期間等を定めたので告示する。

平成二十二年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 経営資金の貸付期間

青森県農林漁業災害経営資金融通成条例（以下「条例」という。）第二条第三項の知事が定める期間は、告示の日から平成二十三年八月三十一日までとする。

二 経営資金の貸付限度額

1 条例第二条第三項第一号の知事が定めるところにより算出される額は、同条第一項の市町村長が認定する損失額に百分の五十を乗じて得た額とする。

2 条例第二条第三項第一号の知事が定める額は、別表一のとおりとする。

三 知事が定める資金

条例第二条第三項第一号の知事が定める資金（以下「指定資金」という。）は、ほたてがいの養殖に必要な資金とする。

四 知事が定める法人

条例第二条第三項第一号の知事が定める法人（以下「指定法人」という。）は、次に掲げる法人とする。

1 漁業協同組合

2 漁業協同組合のほか、漁業を主な業務とする法人でその常時使用する従業者の数が三百人以下のものであり、かつ、その使用する漁船（当該漁船以外のもの所有する漁船を含む。）の合計総トン数が千トン以下のもの

- 五 経営資金の償還期限  
 条例第二条第三項第二号の知事が定める期限は、別表二のとおりとする。
- 六 特別被害地域の指定  
 条例第二条第四項第三号の知事が指定する区域は、別表三のとおりとする。
- 七 既に貸付けを受けている経営資金の償還期限の延長  
 既に経営資金の貸付けを受けている者がその償還期限内に被害漁業者（条例第二条第一項の被害漁業者をいう。以下同じ。）に該当することとなった場合におけるその経営資金についての同条第五項の規定による償還期限の延長は、平成二十三年八月三十一日までに行われたものに限るものとする。
- 八 経営資金の総額  
 条例第四条の知事が定める額は、十億円とする。

別表一

貸付けの区分	額
一 指定法人に貸し付けられる場合	二千万円（指定資金として貸し付けられるときに限り、二千五百万円）
二 指定資金として貸し付けられる場合（一に該当する場合を除く。）	五百万円
三 一又は二に該当する場合以外の場合	二百万円

別表二

貸付けの区分	期限
一 条例第二条第二項の特別被害漁業者で同条第四項第三号の特別被害地域内に住所を有するものに貸し付けられる場合	六年
二 条例第二条第三項第三号の市町村長の認定を受けた被害漁業者に貸し付けられる場合（一に該当する場合を除く。）	五年（被害漁業者で既に経営資金の貸付けを受けたもの（以下「重複被害漁業者」という。）に貸し付けられるときに限り、六年）
三 指定資金として貸し付けられる場合（一又は二に該当する場合を除く。）	五年
四 一から三までに該当する場合以外の場合	三年（重複被害漁業者に貸し付けられるときに限り、四年）

別表三

- 一 青森市の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における青森市、大野村、浜館村、新城村、奥内村、原別村、後瀧村及び野内村の区域
- 二 平内町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における東平内村、小湊町及び西平内村の区域
- 三 蓬田村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における蓬田村の区域
- 四 外ヶ浜町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における蟹田町及び平館村の区域
- 五 野辺地町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における野辺地町の区域
- 六 横浜町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における横浜村の区域
- 七 むつ市の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における田名部町、大湊町及び川内町の区域

青森県告示第八百六十三号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十二年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁港の名称、禁止区域及び禁止物件

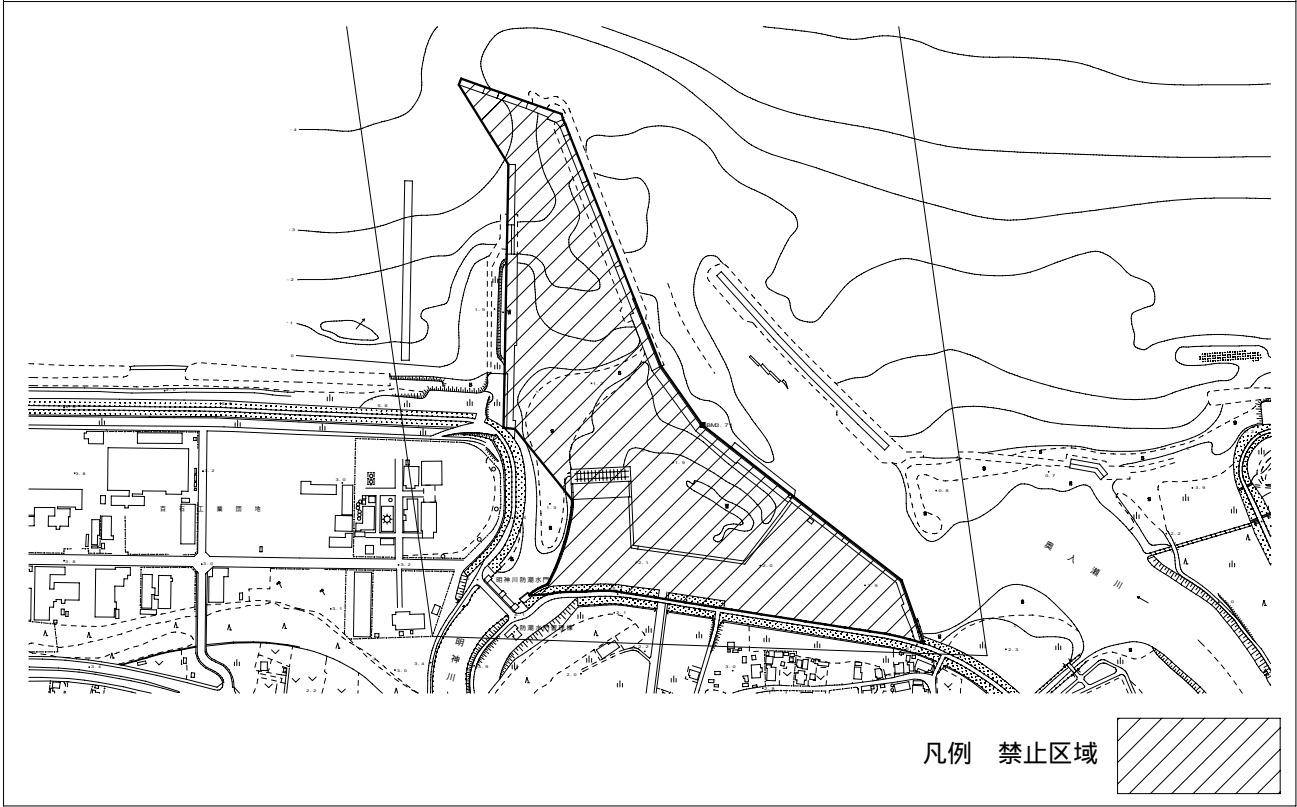
漁港の名称	禁止区域	禁止物件
百石漁港	百石漁港区域のうち別図一に示す区域	漁船以外の船舶（監視船、警備船、漁港の工事に従事する船舶その他公務に従事する船舶を除く。）

二 指定の適用期間

平成二十二年十二月十七日から廃止の日まで

百石漁港 禁止区域

別図一



公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カブセンター 神田店  
弘前市大字神田三丁目二の八外
  - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
第一開発株式会社  
青森市新町二丁目五の八  
代表取締役 秦 雅秀
  - 三 意見の概要  
県の意見なし
  - 四 意見書の縦覧  
1 場所 青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所  
2 期間 平成二十二年十二月十七日から平成二十三年一月十七日まで  
3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。
- ~~~~~
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

APPRE103 ニプロツク

青森市大字浜田字玉川一九六の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンシテイ

東京都中央区八丁堀一丁目五の一

代表取締役 星山泰洙

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十二年十二月十七日から平成二十三年一月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社田仲移設工業

二 代表者の氏名 田仲 秀和

三 主たる営業所の所在地 八戸市根城五丁目四の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一一三三二一号

五 取消年月日 平成二十二年十一月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社北友工業

二 代表者の氏名 北村 格

三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字上川三二の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第六 三 号

五 取消年月日 平成二十二年十一月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年十一月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭